

—アートで躍動Z世代文化部応援プロジェクト—
令和8年度「文化部高校生発表の場」企画運営広報業務委託仕様書

1 業務の名称

「文化部高校生発表の場」企画運営広報業務（以下「業務」という。）

2 業務の目的

本業務では、Z世代をはじめとする若者の芸術文化活動を支援するため、令和6年度より実施している「アートで躍動Z世代文化部応援プロジェクト」において、文化部の活動への関心高め裾野を広げることを目的として、文化部に所属する高校生の発表の場を創出する「文化部高校生発表の場」の企画運営広報を行う。

3 実施主体

兵庫県芸術文化課（以下「委託者」という。）

4 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日

5 事業概要

（1）開催趣旨

ステージ・ブースにて文化部に所属する高校生が活動内容を発表するイベントの企画運営や、Instagramでの各部活動や当日の様子を紹介を通して、文化部の活動の活発化を図る。

また、今年度は新たに、メイン会場に加えて、県内に1箇所以上のサテライト会場を設ける、又はこれと同等の効果が認められる手法を実施することにより、遠隔地の高校生にも発表機会を提供すること。

（2）実施方針

- ア 出演校については、県内高等学校文化部の分野、部活動数、認知度、活動状況などを考慮し、効果的なイベントとなるよう提案すること（別添1「兵庫県内高校文化部部活動数一覧」参照）。最終的な出演校については、県と受託者が協議の上決定。
- イ 別途県が実施する「アートで躍動Z世代文化部応援プロジェクト合同練習会事業」（別添2「合同練習会事業概要」参照。以下「合同練習会事業」という。）と連動させ、全体として効果的な事業となるよう仕立てる（広報や成果の発信）。
- ウ 若者をはじめとする県民に広く文化部の活動を認知してもらえるような工夫を行うこと（本事業の趣旨を踏まえ、効果的なゲスト出演者を提案すること。ただし、最終的なゲスト出演者については、県と受託者が協議の上決定。）。
- エ 会場区分ごとの実施要件
次の表のとおり。

会場区分	A メイン会場	B サテライト会場又は同等の効果が認められる手法
日程・開催場所	出演する部活動関係者の利便性に加え、多くの県民に来場のうえ関心を持ってもらえるような日程、場所とする。(県が仮押さえしている日・場所(令和9年1月30日(土) 神戸ハーバーランドスペースシアター)としてもよい。※前日の1月29日(金)についても設営日として仮押さえ済み。)	地域や距離等の制約により参加が困難な高校生にも発表機会を提供するとともに、文化部活動の認知拡大及び魅力発信につながる内容とすること。 ① 距離的な制約や楽器・作品の運搬負担等によりメイン会場での出演が困難な地域の高校生についても参加しやすいものとし、出演者等の利便性及び満足度の向上に資する内容とすること。
イベントの内容	① ステージイベントとブース出展等により展開する。 ② ステージイベントは、演奏やパフォーマンス等を行う部活動の発表の場とする。その他、ゲスト出演者による講演等も想定。 ③ ブース出展は、創作物や展示品のある部活動の発表の場とする。 ④ ステージイベント、ブース出展の出演時間や出展構成は、多くの参加者にとって効果的・効率的となるよう配分する。 ⑤ <u>今年度から新たな要素として、メディア芸術(映画、マンガ、アニメーション、コンピューターを利用した芸術など)を活用したイベントの企画を実施すること。なお、別途実施する合同練習会事業との連携を図りながら、文化部活動の魅力発信及び来場者の関心喚起につながる企画を提案すること。</u>	② 実施場所、時期、内容及びメイン会場との連携方法について効果的な提案を行うこと。 なお、実施形態は、サテライト会場設置に限らず、オンライン配信その他同等の効果が認められる手法による提案も可。メイン会場と同日か別日かは問わない。

(3) 事業実施に係る広報

「文化部高校生発表の場」イベントの周知、部活動の紹介、当日の様子等の広報を行う。

6 委託業務内容

(1) 実施計画書等の作成及び提出

ア 実施計画書(開催日時・場所、イベント内容、全体スケジュール、会場レイアウト、広報等)

イ 事業実施報告書

(2) 実施運営体制

イベントの運営・進行管理(ステージイベントの司会、会場運営・警備スタッフの確保、リハーサルを含む。)、緊急対応等

(3) 会場等の確保

イベント会場(5(2)エ開催場所)、出演校等控え室・荷物置き場の十分な確保。

(4) 消防署等に対する手続き

イベント実施に必要な、消防署等に対する届け出等の手続き

(5) 出演校及びゲスト出演者の決定・連絡調整等

ア 決定

出演校及びゲスト出演者については、県と受託者との協議の上、決定する。

イ 連絡調整

出演校及びゲスト出演者との連絡調整は、受託者が実施すること。

ウ 運搬費等の支払い

出演校に対する運搬費（一部遠方の高校を含む。）、ゲスト出演者に対する旅費・謝金等の支払いは受託者が実施すること。

（６）準備作業と会場設営

ア 会場全体の設営・撤去等

イ 資材の調達と搬入・搬出スケジュールの調整

ウ ステージ・ブースの調達・設置・撤去

エ 音響設備の調達・設置・撤去

オ 会場内で発生したゴミは、受託者が分別の上処分すること

（７）会場警備等の安全対策

事故等発生時の対応体制及び本県への連絡体制を整備した上で、次の内容を実施すること。

ア 会場警備は受託者において実施するものとし、事故等の防止など安全管理には万全を期すること

イ AEDを設置しておくこと

ウ 出演校、出展校及び来場者を対象とした、イベント保険に加入すること

エ 事故・損害等のリスクについては第一義的には受託者において対応するものとする

（８）事業実施に係る広報

ア 「文化部高校生発表の場」イベント開催を周知するための幅広い広報（例：紙媒体、インターネット、メディア等）を行う。

イ 部活動の紹介映像やイベント当日の様子をInstagramアカウント「兵庫アートポータル（@hyogo_art_portal）」に投稿すること。

7 その他の留意事項

（１）実施体制

ア 受託者は本業務を推進し全体の責任を負う実施責任者を置き、業務全般の進行管理や調整機能を一元化すること。

イ 実施責任者は、委託者と十分な意思疎通を図ることができる者とし、委託期間を通じて、委託者と緊密な連携、調整を図ること。

ウ 受託者は、本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

ただし、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を委託者に提出し、委託者の書面による承認を得た場合は、委託者が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託する場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受託者は委託者に対し全ての責任を負うものとする。

（２）秘密保持等

ア 本業務また付随する業務において、委託者及び受託者は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年兵庫県条例第44号）に十分留意しなければならない。

イ 万が一、個人情報の漏洩に伴い委託者に損害が発生した場合は、受託者はその一切の責任を負うものとする。

ウ 秘密保持は、業務完了後も有効に存続する。

（３）著作権等

ア 本業務の実施により生じた著作物に関するすべての著作権は委託者に帰属するものとし、その利用及び再編集は委託者において自由に行うことができるものとする。

イ 本業務の実施による成果品は、映像・画像等の著作権・肖像権上処理を済ませた上で納入すること。

（４）暴力団の不当介入における通報等

ア 受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

イ 受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長変更を請求することができる。

（５）その他

ア 受託者が本業務を遂行するにあたり必要となる経費は委託契約金額に全て含まれるものとし、県は契約金額以外の費用を負担しない。

イ 定めのない事項については、双方誠意をもって協議し解決にあたるものとする。

ウ 自然災害や大規模事故等の発生による、県の判断で事業の一部又は全部を実施しない場合は、契約の変更を行うこととし、出来高（準備費用等）に基づき契約金額の変更を行うものとする。

エ 受託者はこの仕様書に基づき、適宜、県と連絡を取りその指示に従うこと。

オ 本業務の遂行にあたり、受託者は、県及び関係者と密に協議・連絡調整を行い、適切なスケジュール管理を行うこと。

カ 本業務（費）に係る経理については、他の事業（費）と明確に区分するとともに、証拠書類を整理し事業終了後６年間保存すること。

キ 消費税の免税事業者である場合、自社が負担しない消費税は計上しないこと。

ク 委託契約の内容どおりの事業執行が認められないなど、県が必要と認めるときは、委託料を変更する場合がある。

ケ 業務の実施にあたっては、安全管理を徹底し、事故防止に努めること。事故・損害等のリスクについては、第一義的には受託者において対応すること。

コ 受託者は、契約時に契約金額の100分の10以上の金額を契約保証金として納めること。ただし、兵庫県財務規則第100条第１項第１号から第８号のいずれかに該当する場合は契約保証金を免除することがある。